

TPP協定署名を受けた知的財産権法の改正について

西村あさひ法律事務所 弁護士 美馬 拓也

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）は、2018年3月8日に署名がなされ、これに伴い、国内法整備のための法律（環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律「TPP11整備法」）が国会で可決されました。

本稿では、TPP11協定の署名に伴う知的財産法制の主な改正点を解説しますが、まずは、この改正の端緒となったTPPとは何かについて触れたいと思います。

1. TPPとは

内閣官房TPP等政府対策本部によれば、TPPとは、アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定を意味します。

当初は、12か国がTPP協定（TPP12協定）に署名しており、当該署名を受けて、我が国では、TPP12協定の内容を踏まえた整備法（TPP12整備法）を国会において成立させていたのですが、2017年1月、“America first”政策を掲げるトランプ政権下のアメリカがTPP12協定からの離脱を表明した後、残る11か国による交渉が行われた結果、署名に至ったのがTPP11協定となります。

我が国では、TPP11協定署名を受け、TPP12整備法をベースとしたTPP11整備法が2018年6月29日に成立、同年7月6日に公布され、TPP11協定発効日である同年12月30日に、以下に述べる改正法が施行されました（但し、特許法におけるグ

レースピリオドの導入については、後述のとおり、TPP12協定に関連するものの、TPP11に伴う改正でないことから、この改正の施行日は同年6月9日となります）。

このように、今回の法改正は、我が国のTPP12協定やTPP11協定への参加と密接に関係しています。

2. 著作権法の改正

TPP11整備法の施行による著作権法の改正点は、①著作物等の保護期間の延長、②著作権等侵害罪の一部非親告罪化、③アクセスコントロールの回避等に関する措置、④配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与、⑤損害賠償に関する規定の見直しとなりますが、字数の都合上、③～⑤については、本稿で論じることはせず、詳細については、文化庁のホームページ（URL：http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/）に解説がありますので、ご興味がある方はそちらをご参照ください。

(1) 著作物の保護期間の延長

そもそも、著作物に保護期間が設けられているのは、文化の発展への寄与のためには、一定期間が経過した著作物は、その権利を消滅させることで広く利用可能とするべきであるとの考えに基づきます。改正前の著作権法では、著作物の保護期間は、原則として著作者の死後50年、団体名義・無名・変名の著作物は公表後50年でしたが、この改正によって、いずれについても保護期間が70年に延長されました。この保護期間の延長の結果、原則として、1968年以降に亡くなった方の著作物の保護期間が延長されますが、既に保護期間が切

れているものについては遡って保護期間が延長されるわけではありません。

なお、この保護期間の延長の是非については今回の著作権法改正前から有識者の間で議論されていました。保護期間の延長によって、著作権法の目的である我が国の「文化の発展に寄与」に対してどのような影響が及ぶと考えられるのか、各論者の立場やデジタル時代における著作権保護の展望、諸外国の著作権法制における我が国の立ち位置と相まって、非常に興味深い議論と言えます。

延長賛成派と延長慎重派それぞれの立場は、著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラムのウェブサイト中「保護期間『延長派』『慎重派』それぞれのワケ」のページで取りまとめられていますので、適宜ご参照ください (<http://thinkcopyright.org/reason.html>)。

(2) 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

著作権等侵害罪は親告罪（告訴がなければ公訴提起ができない犯罪）とされていたのですが、この改正で、下記全ての要件を満たす場合に限り非親告罪の対象となりました。

- ①対価として財産上の利益を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
- ②有償著作物等（有償で公衆に提供又は提示されている著作物等）について原作のまま公衆譲渡若しくは公衆送信又はこれらの行為のために有償著作物等の複製を行うものであること
- ③有償著作物等の提供又は提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されること

ポイントは、上記①～③全ての要件を満たす場合に限り非親告罪の対象となることです。

例えば、コミケなどで販売されている同人誌は「原作のまま」ではないことが多く、この場合は②要件を満たさず従来どおり親告罪のままとなります。このように非親告罪の対象が限定的な改正となった背景には、我が国のクールジャパン戦略の基盤である漫画などのコンテンツがパロディーやオマージュなど原作を基にした二次創作によって振興してきたという事情が影響していると言われています。

3. 特許法の改正

(1) 存続期間の延長制度の整備

特許権は、設定登録によって発生し、その存続期間は特許出願の日から20年とされています。

ここでのポイントは、存続期間の始期が出願の日とされていることです。特許権は、出願してから登録まで審査が行われますので、この審査期間の長短によって、特許権の存続期間に事実上の差異が生じることになります。

このことを受けて、実施（製造・販売等）に法規制があつて、特許権の取得後直ちに実施できない発明（具体的には、医薬・農業の発明）に限定して、存続期間の延長は従来から認められていたのですが、この改正によって、その適用対象の限定はなくなり、不合理な審査遅延が生じた場合には存続期間の延長が可能となりました。

具体的には、従前の存続期間延長の規定は残しつつ（67条4項）、新たな条項が創設され（同条2～3項）、特許出願の日から5年を経過した日又は出願審査の請求があつた日から3年を経過した日のいずれか遅い日以降に特許権の設定の登録があつた場合に、特許権の存続期間の延長ができることになりました。

(2) グレースピリオド（猶予期間：1年）の導入

特許を受けるためには、新規性という要件を満たす必要がありますが、一定の事情がある場合には、新規性を欠く発明であっても、特許を受けることができるとされていました。もっとも、新規性喪失の例外規定の適用により特許出願が猶予される期間（グレースピリオド）は、新規性喪失日から「6か月」とされていたが、TPP11整備法施行に伴う改正に先立つ2018年6月9日を施行日とする特許法改正によって、グレースピリオドが「1年」に延長されました。

また、グレースピリオドに関する特許法の規定は、実用新案法や意匠法にも準用されていますので、実用新案及び意匠についても、グレースピリオドが1年に延長されることになります。

なお、この改正は、厳密にはTPP11に伴う改正

ではありませんが、アメリカ離脱前のTPP12協定の段階で導入が議論されていたものです。もっとも、アメリカの離脱によって、TPP12協定の発効の見通しが立たなくなったことを受けて、TPPに関する協定とは別に特許法改正によって導入されるに至ったものとなります。

4. 商標法の改正（商標権侵害に対する法定損害賠償制度の導入）

インターネットを通じた電子商取引の普及の拡大により、商標を不正に使用した商品がより流通し易くなっている状況を受けて、商標権侵害によって被った損害額に関する権利者の立証負担を軽減することで、商標の不正使用の抑止効や侵害を受けた権利者を保護する必要性が指摘されていました。

この指摘を踏まえた今回の改正によって、商標の不正使用（侵害行為の一類型であり、登録商標を指定商品又は指定役務に使用することにより権

利を侵害する行為のこと）を行う者に対して損害賠償を請求する場合には、逸失利益を損害額と推定する規定（38条1～2項）や実施料相当額を損害額とする規定（同条3項）に加え、商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求することも選択可能となりました（同条4項）。

5. まとめ

著作権法の改正を除いて、本稿で紹介するTPP11協定の署名に伴う知的財産法の改正が教育現場に直ちに大きな影響を与える可能性は高くはないものと思われます。もっとも、著作権、特許権、商標権といった知的財産権の種類ごとに各国の知的財産権制度の調和を図るために、知的財産権の取扱いを定める国際条約が締結され、その内容が日本国内の知的財産権関連法令に反映される一例として、国際的な知的財産権政策の動向に関心を持っていただく端緒となれば幸いです。



NHK DVD教材

情報化社会のリテラシー ～サイバーセキュリティ～

DVD 1枚(約65分収録)
定価(本体19,000円+税)
ワークシートデータを実教Webより
ダウンロードできます

日本視聴覚教育協会
2018年度 優秀作品賞受賞

- 本DVDでは、それぞれの媒体やSNSの特徴を紹介しつつ、情報発信の責任、またネットワーク社会に大量にある情報をいかに選び取り、読み取るかを軸に、その他の課題や新しい技術の可能性も紹介します。
- 情報の授業での利用はもちろん、生徒指導での活用も想定した構成です。

収録内容
ネットワーク社会の生活／情報の検索
／写真の撮影・投稿／ネット通販／
仮想通貨／健康への影響

サンプルは
こちらから



※本冊子に記載されている会社名、製品名はそれぞれ各社の登録商標または商標です。

小誌バックナンバーは、実教Webサイトの情報科ページ(<http://www.jikkyo.co.jp/highschool/jouhou/>)よりダウンロードできます。